

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】選挙管理委員会事務局

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿管理システム	
行政機関等の名称	鶴田町選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	鶴田町の選挙人名簿登録者の管理（登録、抹消）。各選挙における投票所入場券へのデータ反映・印字作業。選挙人名簿の閲覧。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 投票区、6 その他表示事項	
記録範囲	選挙人名簿登録又は抹消の条件を満たす者（18 歳到達者、転入 3 ヶ月以上、転出 4 ヶ月以上、死亡者）。	
記録情報の収集方法	端末による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鶴田町総務課	
	（所在地）〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬 200 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	公職選挙法第 29 条第 2 項	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日